

受託開始のお知らせ -水道基準項目 PFOS・PFOA-

謹啓、時下増々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はご愛顧を受け賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省より「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）が新たに水質基準項目として追加されることとなりました。

つきましては、下記のとおり受託を開始させていただきますので、ご案内申し上げます。

謹白

記

- 受託開始日 令和8年4月1日（水）採水分より
- 検査項目 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）
及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）
- 検査方法 平成15年厚生労働省告示第261号
- 追加項目

種別	検査項目	所要日数	必要量	容器種類
基準項目	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸） （別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸 （別名PFOA）	14～21日	500mL	PP容器 (500mL)

以上